



ニュース

No.27

しぐなるあいず

NPO 法人 成年後見センターしぐなるあいず 代表 蒲田孝代

事務局: 松戸市松戸 1292-1 シティハイツ松戸101号

TEL: 047-702-7868 FAX: 047-702-7869

Eメール: signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp ホームページ: <http://www.signaleyebiz/>

第27号 平成28年8月31日 発行

この会報誌も第1号「あおぞら」を発行依頼、10年目を迎えました。今回は成年後見制度の利用や運用に関係されている方々に日頃感じたことやご意見などを伺ってみました。

Aさん（後見事務を担当されている方）

・ご本人は意志表示が困難な方で、入所施設で暮らしておられますが、相談できる身寄りもないし、外出も不自由な方です。本人ひとりの保有資金としては余裕があり、人生を有意義に過ごしてもうらうため、どんなお金の使い方が有効で喜ばれるか、支援策に試行錯誤しています。

・知的障害者のグループホームに入所されていますが、高齢となって介護が必要になったら、そのまま同じグループホームで、介護サービス等を使っただけの暮らしが保障されるのか大変不安です。

Bさん（被後見人の兄弟の方）

・1人暮らしの認知症の兄弟があり、自分も高齢で遠方から定期的に支援に通い苦労したが、成年後見人が付いて心身ともに大変楽になった。

Cさん（被後見人の親御さん）

・自力の資産があり、余生も短い高齢者被後見人の後見報酬と、これから心身形成のため長期に資金投下が必要で、親族からの資金支援が頼りの若年被後見人の報酬負担額には、公的補助を含めた較差があってもよいと思います。

・知的障害の息子には20歳代後半より成年後見人をつけたので、終生50年余りの後見報酬が必要だとしたら、年間27万円としても約1400万円の負担が必要となります。息子はまだ30歳代で、いろいろと楽しみにしていることが沢山あり、彼の心豊かな人生づくりにと、1400万円程度を必死に残しても、殆ど後見報酬の支払いに消えてゆくのかと考えると、大変残念です。せめて生きる為に成年後見人を必須とする人に、他の医療や福祉補助制度等と公平な適用を考慮し、後見報酬の一部でも公的補助をして戴けないものでしょうか。

（裏面に続く）

Dさん（後見事務担当の方）

・十代後半より、統合失調症のため40年近く引きこもりの男性で、当初は支援を拒否していましたが、ヘルパーや訪看が入り、成年後見人がつき、少しずつ関る人が増えてきて、現在は生活訓練に通えるまでになりました。この素晴らしい進歩は、成年後見人が付くことによって、ケアマネージャーを中心とした現場でのチームによる支援体制が揺るぎないものになった結果であると思われます。成年後見人はこのチームの力をうまく活かせるリーダー性が必要なのだと思います。

Eさん（専門職で支援中の方）

・被成年後見人の選挙権行使にあたって、被投票者選択の意思決定支援は、大変苦慮するところですが、実際「支援はどのように行われているのか」障害者等の家族会開催等の機会を通じて、いろいろ知りたいところです。

Fさん（知的障害者の親御さん）

・私には、重い知的障害を持つ50代間近の息子がいます。親亡き後、彼の幸せな暮らしを守るため、安心できるグループホーム等へ預け、適正な成年後見人に見守りをお願いしたいのですが、月あたり総額15万円近い負担が必要のようです。後見報酬の負担感を考えますと、遠距離に居る本人の姉妹に後見人を頼むしかないかと悩みは深いです。何とか報酬部分は、ある程度国に負担して頂く方向で制度が図られないものでしょうか。

Gさん（法人後見事務支援者）

・成年後見事務に精通した専門職や法人を利用するメリットは、本人や身内だけでは、つい見過ごし易い異常や課題をいち早く察知し、福祉支援制度などの上手な活用方法などの対応策をとり易いことです。なぜなら、専門的な支援情報をより多く所有し、本人たちの障害の形や環境、生活課題など、各人千差万別でも、本人に「どんな支援が必要で、かつ有効か」の答え探しを得意としているからです。・「事例によっては、被後見人やその関係者間が円滑ではない場合もあると聞きますが、その多くはお互いの相性が影響しているのではないかと考えています。後見人は簡単に辞任できないシステムとなっていますので、被後見人側からの理不尽な要求に出会うと、しんどいこともあります。冷静さ辛抱強さが期待されると思います。私はそういう姿勢を大切にしています。

Hさん（障がいのある人の兄弟の方）

・成年後見制度の運用が、被後見人の保護を中心になるのは頷けますが、周りの支援者や支えてきた親族へ、本人からの謝意の反応も期待できない中で、周りの関係支援者や本人のため神経をすり減らしている親たちの一生を見て、監督者側からの緩まぬ視線も重要だと思いますが、時には親族の士気をつなげる熱い声援や協力も期待しています。



「法律と生活の相談室」

毎月第三木曜日の10時～15時におこなっています。障害者・高齢者・支援者が対象です。司法と福祉の専門職がペアになって相談に応えます。お電話で予約を受け付けております。

（要予約・相談無料） 電話 047-702-7868

